

議事日程 (第3号)

令和元年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第54号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第55号議案 令和元年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第56号議案 中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 第57号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第58号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第59号議案 中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第60号議案 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第61号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(日程第3～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第62号議案 中間市基金の運用の特例に関する条例
- 日程第10 第63号議案 中間市公共下水道事業の設置等に関する条例
(日程第9～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市生涯学習センター)
(日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第65号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第13 第66号議案 中間市道路線の変更について
(日程第12～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 令和元年台風19号等からの復旧、復興に向けた対策を求め
第14号 る意見書
- 日程第15 意見書案 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求め
第15号 る意見書

(日程第14～日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 日米貿易協定の中止を求める意見書
第16号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 国による農業の立て直しを求める意見書
第17号

日程第18 意見書案 地元負担のない鉄道による日田彦山線の早期復旧に関する
第18号 意見書

(日程第17～日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第19 意見書案 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める
第19号 意見書

(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	9番 中尾 淳子君
10番 山本 慎悟君	11番 安田 明美君
12番 梅澤 恭徳君	13番 柴田 広辞君
14番 中野 勝寛君	15番 井上 太一君
16番 下川 俊秀君	

欠席議員 (1名)

8番 草場 満彦君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	総務部長	………	園田 孝君
市長公室長	………	田中 英敏君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	佐伯 道雄君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	蔵元 洋一君
安全安心まちづくり課長	………				石井 浩司君
企画政策課長	………	濱田 学君	課税課長	………	芳賀麻里子君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	都市計画課長	………	白石 和也君
産業振興課長	………	山本 竜男君	生涯学習課長	………	米満 孝智君
下水道課長	………	高田洋次郎君	環境保全課長	………	村上 智裕君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	石田 花野君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第54号議案

日程第2. 第55号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第54号議案及び日程第2、第55号議案の補正予算2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ41億8,190万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ230億1,150万円とするものです。

まず、歳出の主なものといたしましては、土木費の公共下水道事業特別会計において、資本費平準化債を借り入れることに伴い、公共下水道事業特別会計繰出金を1億2,530万円減額しております。

教育費においては、小学校の教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費を950万円計上しております。

また、公債費においては、借換債の借り入れに伴い、長期債償還元金を42億100万円追加計上しております。

次に、歳入につきましては、繰入金として財源調整に伴い、財政調整基金繰入金を9,300万円減額し、小学校の教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費のため、子孫にのこすふるさとづくり基金繰入金を950万円計上しております。

市債としましては、災害復旧事業債を430万円、また起債の借りかえのため、農林水産業債借換債など、借換債を10件、合計で42億4,880万円計上しております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入の主なものは、平成30年度の施設型給付費の清算に伴い、交付決定額が不足したため、国及び県からの負担金1,150万円が増額されております。

次に、歳出については、総務費において平成30年度の事業実績報告の清算に伴い、国及び県への返還金として750万円が増額されております。

また、衛生費の予防費において、乳幼児、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ等の予防接種者の増加に伴い、予防接種委託料330万円が増額されております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第55号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第54号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出につきましては、災害復旧費において、7月に発生した大雨による岩瀬南町墓地のがけ部分の一部崩落に伴うのり面補修工事費として330万円追加計上されております。

次に、第55号議案令和元年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出につきましては、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより、受益者負担金報奨金が340万円追加計上されております。

歳入につきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、受益者負担金が1,340万円、下水道事業債の元金償還年数を平準化するための下水道事業債として、資本費平準化債が1億1,530万円追加計上されており、一般会計繰入金については1億2,530万円の減額となっております。

以上により、歳入歳出それぞれ340万円が追加され、予算の総額がそれぞれ20億9,075万円となっております。

最後に、採決いたしました結果、第54号議案、第55号議案どちらも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第54号議案及び第55号議案の補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第54号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案令和元年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3. 第56号議案

日程第4. 第57号議案

日程第5. 第58号議案

日程第6. 第59号議案

日程第7. 第60号議案

日程第8. 第61号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、第56号議案から日程第8、第61号議案までの条例改正6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第56号議案、第57号議案、第60号議案、第61号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第56号議案中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、会計年度任用職員の期末手当について、交付税措置が決定したことに伴い、県からの指導を受け、一般の職員と同率の2.6カ月分とするものです。

また、会計年度任用職員の導入及び運用に係る所用の改正をあわせて行っています。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日となっております。

討論において、「厚生事業の実施については、臨時的職員を除くのではなく、また現行職員と当局の折半ではなく、全額当局負担とすべきである」との意見がありました。

次に、第57号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、一般職職員の給与の改定を行うものです。

本年の人事院勧告は、人材の確保、官民の初任給における格差の是正を目的として、30歳台半ばまでの若年層について、給与水準を平均0.1%引き上げることにより、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度の初任給を2,000円引き上げ、本年4月1日に遡及し適用すること、期末勤勉手当にあつては民間の支給割合に見合うように0.05カ月分引き上げ、勤勉手当に配分すること、また住居手当にあつては公務員宿舍使用料の上昇及び民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げることが勧告するものです。

しかしながら、現在の本市の財政状況等を鑑みると、全てを勧告どおりに改定するのは困難な状況であることから、適用を令和2年1月からとし、住居手当については改定しないこととなっております。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年1月1日となっております。

討論において、「消費税の引き上げを考えると実態は賃下げであり、また財政の問題の責任を職員にのみ押しつけ、職員のやる気をなくさせるような改正案には反対する」、「財政状況を勘案して措置をとったことは評価するが、今後の財政運営の中で、人事院勧告をどのように反映させていくかをしっかり考えていただきたい」との意見がありました。

次に、第60号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市行政経営プラン及び中間市使用料・手数料見直しに関する基

本方針に基づき、レンタサイクル事業の今後について検討の上、同事業を持続的に実施するため、レンタサイクルの品目及び使用料を見直すものです。

改正の内容といたしましては、普通自転車と音声ガイドサービス端末について、利用実績が少ないことを踏まえ、貸出しを廃止することとしたことから、これらに係る規定を削除するものです。

また、電動アシスト自転車については、1回当たりの使用料を700円から300円引き上げ、1,000円とするものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日となっております。

次に、第61号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市行政経営プラン及び中間市使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づく、地域交流センターの使用料の見直し、及び福岡県宿泊税条例による宿泊税の新設に伴うものです。

改正の主な内容としては、まず、使用料について和室等一部の施設の使用料を、1時間当たり110円引き上げるものです。

また、宿泊使用の場合において、施設利用者から、使用料に加え宿泊税を徴収する旨を定めるものです。

なお、宿泊税につきましては、1人当たり一泊につき200円となっております。

条例の施行日につきましては、県条例の施行日にあわせ、令和2年4月1日となっております。

討論において、「公共施設については、なるべく市民負担を軽減する立場で考えるべきである」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第56号議案、第57号議案及び、第61号議案については賛成多数で、第60号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第58号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、固定資産税の課税等に関する業務を行うシステムが新基幹系システムに移行したことにあわせ、各種税務証明書の様式及び業務内容の見直し等を行うものです。

改正の内容といたしましては、資産に関する証明書について、これまで土地、家屋は別々の書面で発行されておりましたが、システムの変更に伴い、今後は一つの書面で発行され、掲載される情報量が増加することから、2ページ目以降に1筆また1棟増すごとに徴収している追加加算金額を30円から50円に引き上げるものです。

なお、この追加加算金額が引き上げとなった場合においても、多くの利用者の方は、土地、家屋を一つの書面で証明書の交付を受けることができることから、手数料の負担は軽減される見込みとなっております。

また、特別な印刷機器を使用して発行するA1サイズの地籍図の写しについては、利用実績がほとんどないため、サイズに係る記載を削除するものです。

なお、施行日につきましては、変更等の周知期間を考慮し、令和2年4月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本市において認定農業者等が耕作する農地の面積が、農地全体の70%未満となり、政令で定められている要件を満たさなくなりましたため、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱する必要性が生じたことに伴うものであります。

改正の内容といたしましては、農地利用最適化推進委員の定数を3人とし、あわせて農業委員会の定数を13人から7人へと減員するものとなっております。

また、附則において、中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、農地利用最適化推進委員の基本給及び能率給が農業委員会の委員と同額とされております。

なお、条例の施行日につきましては、現職の農業委員会の委員の任期満了にあわせ、令和2年7月20日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより、質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(5番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。まず、第56号議案中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

今回の条例改正は、嘱託臨時職員及び非常勤の職員の制度変更による名称の変更が主なものですが、地方公務員法の第42条の規定に基づく職員ということで、それらの臨時的職員を除く職員で厚生会を設置するとなっています。

しかし、地方公務員法第42条では職員の保険、元気回復とその他厚生に関する事項についての計画を樹立し、これを実施しなければならないと規定し、臨時的任用職員を除く職員のみとはなっていません。また、この厚生事業の実施責任は冒頭で、地方公共団体はとなっており、今実施されている職員と当局の折半での運営は元来想定をされていません。

法の精神に基づき、全額当局負担とすべきです。また、ここでうたわれている会計年度任用職員についても、中間市では一人を除いて退職手当の支給のあるフルタイム職員、任用職員ではなく、週の労働時間がフルタイムに比べて1分でも短ければ位置づけられるパートタイム任用職員であり、退職金制度もありません。

期末手当を一般職員と同じにすることには賛成ですが、こうした会計年度任用職員が全職員の32.5%を占めていることを考えると、まさに労働者サービスの最たるものであり、こうしたことを前提とした今回の条例改正案には到底賛成できません。

以上のことから、この条例改正案には反対をいたします。

次に、第57号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

もともとこの勧告は官民格差0.09%、月にして387円の格差を前提として大卒初任給1,500円、高卒初任給2,000円引き上げの実施と、一時金である勤勉手当の0.05月の引き上げを実施するという生活改善にはほど遠い内容です。しかも、30代前半の職員のみ給与引き上げであり、30代後半からの上の職員は一時金の引き上げのみとなり、国の人勧でも賃上げはありません。消費税の引き上げを考えますと、まさに賃下げの状態であります。

高卒の初任給は、今回の引き上げでも国内の大都市部では最低賃金制度の額以下であり、福岡県でもこの額は最賃をわずかに上回る程度の額です。そして、今回のこの条例改正案では、その実施を来年の1月1日からとしていますので、わずかな賃上げのみが若年層に3カ月間実施されるのみとなります。

従来は、人勸により給与がマイナス勧告されたときに、本人の不利益、不遡及というの
がありました。プラス改定されて不遡及というのは初めてのことであります。市
の財政を問題にしますが、それは職員にのみ責任を求めて押しつける口実にはなりません。
それだけでなく、全国を上回る職員削減が行われ、大変な思いで業務に専念している職員
です。職員のやる気をなくさせるようなこのような改正案には反対をいたします。

次に、第61号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例に反対意見を申し述べます。

会議室の使用料が値上げされます。会議室1、1時間当たり330円が440円に、和
室が1時間当たり220円が330円に引き上げるとの案です。他の施設でも10月の消
費税の引き上げに伴って引き上げがなされています。10月以降、景気は一気に落ち込ん
でいます。このような公共料金はなるべく市民負担を軽減する立場で考えるべきだと思
います。

また、県の宿泊税の設定から、同施設に宿泊した場合に、新たに一人200円の税徴収
が始まるそうであり。昨年度は、3団体123名の宿泊があったそうですが、1団体
につき1泊1万5,200円です。一人200円の負担がこれに上乗せされると、
単純にこの3団体を3で割りますと1団体41名として8,200円の追加となります。
1万5,200円が一気に2万3,400円になる計算です。あまりにも理不尽だと思
います。

今後は、県への再考を求めてほしいと思います。県が決めたこととはいえ、このよう
な観光施設ともいえないような合宿のような宿泊に、このような税は不似合いだと思
います。

以上により、第61号議案についても反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第57号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、公
明党会派を代表し、討論を行います。本年の人事院勧告は30歳台半ばまでの給与水準を
平均0.1%、期末勤勉手当の0.05カ月分及び住居手当の1,000円引き上げを本年
4月の給与から適用し、支給するというものです。

勧告どおりなら今月のボーナスと給与が増額支給になるところであります。本市は現
在の財政状況を鑑み、住居手当の1,000円引き上げと、4月の遡及を見送り、来年の
1月からの適用にするとの内容でした。

委員会の中で、中間市はこれまで勧告どおりにしてきたのかとの質問に、マイナス改定
のときに見送りをしたことがあるとのご答弁がありました。国の給与勧告の実施状況を見
ますと、おおむね勧告どおりでありましたが、本市のように実施時期をおくらせたり、期
末勤勉手当の改定率を勧告より低く適用したり、さらにはプラス改定勧告の実施を見送っ

ている年もありました。

改めまして、人事院勧告による給与改定はベースアップにあたるものです。適正な給与水準を確保することは、職員の士気の高揚や労使間の安定を図り、将来にわたり円滑な行政運営を維持するための基盤であると重々認識しておりますが、このたびの改定における住居手当の引き上げと、4月遡及の見送りは本市の財政状況から見て当然の判断であると思います。

広報なかま12月号に、人事行政の運営などの状況が掲載されていましたが、平成30年の人件費率は16.9%で、前年より0.3ポイント伸び、額にして4,723万円も増加しています。

また、職員の初任給の状況を見ますと、高卒では中間市が国よりも4,400円高いなど、見直しが必要と思われる部分も見受けられます。今後、財政状況に応じた人件費及び職員給与のより一層の適正管理に努められますよう要望し、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

第57号議案に反対いたします。

理由は、市の財政が危機的な状況にある中、職員給与の引き上げは市民の皆さんの理解を得ないからであります。敬老祝金をはじめ、市民の皆さんに対してはいろいろと見直しを求めています。そして、今からは病院、小中学校、公共施設問題など、市民、行政、議会が一体となって改革を進めなければならない問題が山積しています。

何よりも相互理解が必要であります。基金を取り崩しながら、財政運営をしているのに給与を引き上げるのは職員ファースト、市民セカンドと言われかねません。今の時期は、職員給与を引き上げるべきではないと私は思います。中間市民全員が頑張っていこうという意味を込めて反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第56号議案から第61号議案まで条例改正6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第56号議案中間市職員の福利厚生制度に関する条例及び中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第58号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案中間市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第60号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第61号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第61号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 第62号議案

日程第10. 第63号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第9、第62号議案及び日程第10、第63号議案の条例制定2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第62号議案中間市基金の運用の特例に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、地方自治法第241条の規定に基づき、本市が設置する基金の運用について、市の内部での資金運用をより柔軟に行うため、運用方法の特例として、中間市一般会計に繰り入れる繰入運用を可能とするものです。

また、繰入運用を行う基金は、一般会計に属する基金のうち、この条例で定める運用方法になじまないものを除いた基金を対象とし、法の規定に照らし、確実な繰戻しの方法、期間及び利率が設定されております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第63号議案中間市公共下水道事業の設置等に関する条例の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、本市の公共下水道事業につきまして、今後予想される厳しい経営環境に対応し、市民の皆様へ安定した下水道サービスを提供するために、特別会計から公営企業会計に移行することを目的とするものであります。

条例の内容といたしましては、地方公営企業法の財務規定等の適用、重要な資産の取得及び処分についてなど、公営企業会計による予算の執行に当たって条例で定める必要がある事項について定めるものであります。

また、附則において、中間市特別会計設置条例を改正し、中間市公共下水道事業特別会計に関する規定が削除されております。

なお、条例の施行日につきましては、公営企業会計による予算の執行を開始する令和

2年4月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第62号議案及び第63号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第62号議案中間市基金の運用の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第63号議案中間市公共下水道事業の設置等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第64号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、第64号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市生涯学習センター）を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により柴田広辞君の退席を求めます。

（13番 柴田 広辞君 退席）

○議長（下川 俊秀君）

それでは、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第64号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市生涯学習センター）の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市生涯学習センターの管理運営については、現在、指定管理者による管理を行っておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。

同施設については、引き続き指定管理者による管理を行うべきと思料されることから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和2年4月1日から指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者の候補者については、株式会社西日本医療福祉総合センターが選定されております。

また、指定期間につきましては、令和2年度末までに策定される社会教育施設等の改修、建替、除却、統合等の個別施設計画により示される方向性に準じた対応に要する期間を考慮し、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。

討論において、「公的立場の人材育成が求められること、また指定管理者による運用では、継続発展と公的連携に問題が生じるため、もとの公設運営に戻すことを求め、反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第64号議案公の施設の指定管理者の指定について、反対意見を申し述べます。日本共産党の田口澄雄です。

中間市生涯学習センターの指定管理者としての議決を求めています。こうした民間事業者への指定管理については反対です。

長い将来を展望したとき、公的立場の人材育成が求められると思いますし、人件費を削っての運営が主となる民間の指定管理者での運営では、継続発展と公的連携に問題が生じます。もとの公設運営に戻すことを求めて、この条例案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

これにて討論を終結いたします。

これより第64号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市生涯学習センター)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第64号議案は委員長の報告のとおり可決されました。柴田広辞君の入室を求めます。

(13番 柴田 広辞君 着席)

日程第12. 第65号議案

日程第13. 第66号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第12、第65号議案及び日程第13、第66号議案の市道路線2件を一括議題し、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第65号議案及び第66号議案の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第65号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は徳若5号線、中ノ谷10号線及び中ノ谷11号線の3路線でございます。

徳若5号線につきましては、中央一丁目地内の宅地造成により新設された道路の寄贈を受けたことによる市道認定であり、中ノ谷10号線、中ノ谷11号線につきましては、上底井野地内の開発行為により新設された道路の帰属を受けたことによる市道認定となっております。

次に、第66号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回、変更される路線は乗越・浄花寺線及び吉隈2号線の2路線でございます。

乗越・浄花寺線につきましては、中鶴一丁目地内の西川水路1号橋の橋梁部分が市道認定されておらず、社会資本整備総合交付金対象の管理橋梁と認められていないことから、当該橋梁の維持管理及び補修のため、橋梁部分を市道として延長するものとなっており、吉隈2号線につきましても、岩瀬西町地内の二岩瀬橋の橋梁部分が市道認定されていない

ことから、乗越・浄花寺線と同様に、橋梁の維持管理及び補修のため、橋梁部分を市道として延長するものとなっております。

最後に、採決いたしました結果、第65号議案、第66号議案どちらも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第65号議案及び第66号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第65号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第65号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第14号

日程第15. 意見書案第15号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、意見書案第14号及び日程第15、意見書案第15号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。意見書案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書案について申し上げます。

台風19号の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、堤防が決壊したほか、浸水被害、土砂災害などが広範囲に発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。台風15号による被害の爪跡が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となりました。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところであります。どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保の支援など、被災者に寄り添った支援が求められます。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを6項目にわたり求めるものであります。

1、被災者の1日も早い生活再建のため、対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。

2、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。

3、商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助金を創設すること。

4、被災地の風評被害払拭のため、観光支援を行うこと。

5、被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

6、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の計画どおりの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

次に、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書案について、申し上げます。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受け車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

警察庁は、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいますが、「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手となってはいません。今後、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討、更新時や講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるとこ

ろであります。

そこで政府におかれましては、「あおり運転」の根絶に向け、安心安全な交通社会を構築するため、3点について早急に取り組むことを強く求めます。

1、「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰し、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

2、運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及び違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。

3、広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法について、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第14号令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める

意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第16号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、意見書案第16号日米貿易協定の中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第16号日米貿易協定の中止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

日米貿易協定については、本意見書案中間市議会上程後に、国において12月4日の参議院本会議において承認をされてしまいました。しかし、その内容には今後の推移としても問題がありますので、引き続き中止を求めて本意見書案の国への提出を求めるものです。

安倍首相は、双方にウイン・ウインと誇る協定ですが、実際は牛を取られて車は取れずと評されるように、一方的な日本側の譲歩でしかありません。72億ドル分の米国産農産物の関税の撤廃・削減を認めるものです。かつて、アメリカのブッシュ大統領は、食料を自給できない国を想像できるか、そんな国は国際的な圧力と危険にさらされている国だ。食料自給率は、国家安全保障の問題であり、これが常に保障されているアメリカは何とありがたいことかと演説したことがあります。

案に対極にある日本を意識した発言ですが、その日本は今や食料自給率は37%まで低下をしました。元ブッシュ大統領の指摘した国家安全保障も危機的な状態の国です。その国がアメリカに言われるままにさらに野放図な食料の輸入と、安全基準の緩和を図ろうとしています。それがこの日米貿易協定です。

今回の事態は全てトランプ大統領の来年の選挙をにらんでのアメリカ国内向けのパフォーマンスからきています。また、自給率以外の安全性の問題でもパンの原料であるアメリカ産の小麦の残留グリホサートの検出率は98%に上ると報道されています。そして、日本では2017年に既に残留基準値を100倍まで容認をしました。まさに、アメリカ言いなりの政治が繰り広げられています。私たちは、こうした危険極まりないアメリカ追従の貿易協定は即刻中止をし、第一次産業を基幹産業と位置づけた政策のもと、国内需給率を向上させ、安全な食糧確保に努めるべきだと思います。そのために、日米貿易協定の中止を求めるものです。

議員諸氏のご賛同を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第16号日米貿易協定の中止を求める意見書案を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第17号

日程第18. 意見書案第18号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第17号及び日程第18、意見書案第18号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第17号、18号についての提案理由の説明を行います。

まず、17号ですが、国による農業の立て直しを求める意見書であります。

農林水産省は、2018年度の食料自給率が17年度より1ポイント低下し37%になったと公表いたしました。小数点以下もみると、大冷害に見舞われた1993年度の37.37%を下回り、37.33%と過去最低の水準であります。

安倍晋三政権は2015年、食料自給率を2025年度までに45%に引き上げる目標を決めています。その達成どころか、逆に目標から遠ざかっており、政府の食料政策や農

政のあり方が根本から問われていると思います。

世界の食料需給が中長期的に逼迫し、政府自身も予測しています。そのもとで食料の6割以上を外国に依存していること自体、大問題であります。その低い自給率をさらに下げていることは、国民の生存条件を揺るがすものであります。

農水省は2018年度の自給率低下の主な要因の天候不順による小麦と大豆の生産減などを挙げています。しかし、気象の変化などによる生産への影響だけでは、自給率低下が長期間続いていることの説明にはなりません。国産が大半を占める米の消費減少に加え、農業の生産基盤の弱体化がいよいよあらわになってきています。

とりわけ深刻なのは、農業生産の担い手の高齢化と急速な減少であります。最近10年間に農業経営体は32%減少し、そのテンポは早まっています。農業を中心的に担う基幹的農業従事者は2010年の205万人から2019年の140万人へと減少し、その42%は70歳以上であります。近い将来、大量リタイアによる農業者の激減は避けられません。耕作放棄地も年々ふえ、今や全耕地面積の約1割に達しています。

歴代自民党政権がアメリカや財界の言いなりになり、食料を外国に委ね、農産物の輸入自由化、農業切り捨ての政治を続けてきた結果であります。国内農業は、外国産と競合しない作物や分野に狭められ、多くの農業経営が成り立たなくされ、若者が安心して農業に就ける条件が著しく損なわれてきました。

安倍政権は、環太平洋連携協定（TPP）を強行し、日欧経済連携協定（EPA）とあわせて畜産物などの輸入拡大に道を開いてきました。「攻めの農業」と称する大規模化、競争力一辺倒の農政も、中小農家の離農を加速させ、中山間地の農地を荒廃させるなど、生産基盤の弱体化に拍車をかけています。この上、トランプ政権に「ノー」といえない安倍政権が、日米貿易交渉を続けて新たな合意をすれば、日本農業を丸ごと売り渡すことになり、日本は食料自給の土台を決定的に壊されることになりかねません。

日本が食料自給率の回復・向上に踏み出すことは、国際社会に対する責務であります。農業をつぶしてきた歴代自民党政権の農政の流れを根本から転換し、農業を本格的に立て直す方向で、政治と社会の力を総結集することが不可欠であります。

輸入自由化路線をやめ、国内農業の増産を可能にする貿易ルール、食料主権を回復することが必要であります。国土条件をフルに生かした農林漁業の多面的な発展、価格保障や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、若者が安心して就農できる条件の整備などで大小多様な家族経営が成り立ち、農業の多様な担い手を大幅にふやすことなどが急務です。

今年、9月初めから10月末にわたる一連の大雨・台風によって損壊した被災地の方々には心身ともに疲れ切っており、今後の住宅となりわい再建への見通しをもって再建に取り組むことができるようにすることが求められています。

深刻な被害のもとで、被災農民の中からは、再建を断念する人も出てきています。

よって、下記のとおり要望いたします。

1、日本の食料自給率の回復・向上に向けた具体的施策を施すとともに、国内需要を満たす農業生産の拡大を図ること。

2、若者が安心して就農できる条件の整備を施すとともに、農業の担い手を大幅にふやすこと。

3、全国の被災地における総合支援交付金（被災農業者支援型）の補助率を台風19号と同じに10分の3から10分の5に引き上げること。

以上により、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

次に、意見書案第18号であります。地元負担のない鉄道による日田彦山線の早期復旧に関する意見書案であります。

2017年7月の九州北部豪雨で甚大な被害を受けたJR日田彦山線は、添田駅夜明駅間が不通となり、いまだに復旧の見通しが示されておられません。

現在、関係者間での協議が続いておりますが、JR九州は被災区間の「収支不足」を理由に、鉄道での復旧の条件として、沿線自治体（添田町、東峰村、大分県の日田市）に対して、毎年1億6,000万円の運行経費の負担を要求し、この条件が整わなければBRT（専用道路のバス）もしくは迂回バスに切りかえる案を提示しています。

こうしたJR九州の「復旧策」に対し、地元住民から「鉄道でないで困る」「JR九州は黒字ではないのか」など強い批判と不安の声が上がり、沿線3首長は「無条件での鉄道復旧」を強く求め続けています。

そもそもJR九州は、国民の共有財産である国鉄を継承し、路線維持のために財政安定基金3,877億円の交付を受け、さらに、沿線自治体から固定資産税の減免などの措置も受けています。JR九州の完全民営化を審議した2015年の衆議院国土交通委員会において、同社の青柳俊彦社長は、鉄道ネットワークの維持について「上場によりその役割は変わるものではない」、「ローカル線の三セク、または廃止ということは検討していない」と答弁しています。こうした経緯から見て、JR九州は鉄道ネットワークを維持する責任があり、不採算を理由にローカル線を廃止することは許されません。

万が一、JR九州が提案する「復旧策」が強行されれば、これが前例となって他の不採算路線についても、災害を口実に、「廃線か、それとも経費の地元負担か」の選択を強いられることになりかねません。生活交通として鉄道を利用する私たちにとっても重大問題であります。

スペインのマドリードで開催をされた国連気候変動枠組条約第25回締約国会議コップ25は、12月15日に閉幕をいたしました。パリ協定の目標である地球の気温上昇を1.5度未満に抑制するため、各国に削減目標を引き上げを促す文言が成果文書に盛り込まれております。今回、鉄道による復旧にはお金がかかるかもしれません。しかし、次の世代に鉄道網を残し、リチウムイオン電池や再生可能エネルギーで走る車両が開発をされ

れば、少しでも気温上昇を削減できると思います。

しかるに、福岡県の小川洋知事は、「JR九州の意見交換の動向を注視する」と述べるだけで、JR九州に積極的に働きかける姿勢を示していません。

よって、当議会は福岡県知事が鉄道ネットワークの維持のため、日田彦山線の沿線住民及び関係首長の切実な願いに誠実に応え、JR九州に対して運行経費負担を自治体に求めず、鉄道での復旧を早期に行うことを求められるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。多くの皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

国による農業の立て直しを求める意見書案について、公明党会派を代表し、反対討論を行います。

意見書には、歴代自民党政権がアメリカや財界の言いなりに食料を外国に委ね、農産物の輸入自由化、農業切り捨ての政治を続けてきた結果とありますが、世界経済に不安が増す中で、日本はTPPから離脱したアメリカを世界の自由貿易の枠組みに戻すことができたという意義があります。

日米貿易協定では、日本が聖域としてきた米を協定の内容から除外し、無関税輸入枠も設けませんでした。加えて、アメリカ産牛肉にはセーフガードが導入される一方、和牛の輸出枠は300倍の拡大となりました。また、攻めの農政と称する大規模化、競争力一辺倒の農政とありますが、実際には攻めと守りの両輪で取り組みが進められています。

守りの政策としては、中山間地域等直接支払制度、農地ルネサンス事業などを行い、人口減少、高齢化、担い手不足等厳しい状況に置かれている中山間地域の農業の支援をしており、棚田地域振興法が成立したところです。ほかにも、輸入自由化路線とありますが、輸入自由化路線を推し進めているわけではありませんし、新たな合意が何についての合意かも不明であります。

このように、意見書の全文には事実誤認の箇所が多くあり、方向性を決めつけるような記述も目につきます。なお、要望項目につきましては、おおむね取り組みを進めているところだと認識しております。

要望3項目めの総合支援交付金の補助率ですが、引き上げは財源負担の課題もあるので、慎重に検討すべき内容と考えます。

以上の理由から本意見書案には賛同することができず反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

本意見書案に対して賛成討論をいたします。

まず、この米が大した問題ではないと言われるようですが、内幕を言いますと、アメリカのカリフォルニアというのはトランプ大統領の支持基盤ではありませんで、民主党が強いところであります。ですから、これはむしろトウモロコシのほうに持っていったというのが、アメリカの実態であります。

しかし、今、日本の食料自給率、歴史的にみますと滅亡寸前のローマ帝国とこの日本だけが50%を割った大国だそうであります。いよいよ国民的規模での生死の問題がここにはかかっているというふうに私は思います。米が100%ですが、これも含めて37%、しかも年々これは下がっていますし、TPP、そしてさらにアメリカとの日米貿易協定がこれ進みますと、14%まで日本の食料自給率は下がっていくというふうに言われています。

そうしたときに、こうした状況に手をこまねいているというのは、非常に問題だと思います。特に、産業の問題でいいますと、産業の問題というよりも、国家安全保障の問題でいいますと、日本は戦後七十数年間にわたって今では毎年5兆3,000億円もの防衛費を使っています。一人の人間も死にもしないし、攻めても来られていない状況の中で、そうした予算があるのであれば、こうした予算を日本のこうした農業生産に充てるのが私は筋だと思います。

そうした意味では、国家安全保障上の問題としてこの問題を重視する立場から、日本農業の立て直しを求める意見書について賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第17号国による農業の立て直しを求める意見書を起立によ

り採決いたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第18号地元負担のない鉄道による日田彦山線の早期復旧に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、意見書案第18号は否決されました。

日程第19. 意見書案第19号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、意見書案第19号主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。

意見書案第19号主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

1952年に制定され、米・麦・大豆の優良な種子の生産、普及を各都道府県に義務づけてきた主要農産物種子法が、戦後の食料難の時代から日本の食を土台から支えてきた法律です。

都道府県が開発した優秀な種を、奨励品種と定め、生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給はもちろん、過度な民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。ところが、国会での十分な審議も行われないうまま、2018年4月に種子法は廃止されました。

主要農産物種子法の廃止によって、種子の供給が民間企業に委ねられたことにより、今後、種子の高騰を招くことや、公的財産である種子とその市場への外資系企業の参入により、遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、国民が安全な種子を得られなくなる恐れがあります。気候や土質の違いなどの環境は、地域ごとに異なり、公立研究機関がそれぞれの地域に見合った品種を開発し、安定供給を支えてきた主要農産物種子法の役割は現在でも失われておらず、食の根幹である種子の生産や供給体制が揺らぐことがあってはなりません。従来 of 仕組みを守るため、県独自の種子条例を制定する動きが全国の自治体で広がっています。種子は農業にとって公的な資材です。公的な機関が主要な種子の開発、普及

などに責任を持ち、農業者に優良で安価な種子の供給を将来にわたって補償する法制度が不可欠です。

種子法にかわる県独自の条例を制定されるよう求めまして、趣旨説明といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第19号主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について、原案のとおり決する賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において柴田芳信君及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和元年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 柴 田 芳 信

議 員 梅 澤 恭 徳

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員